令和８年（フ）第２３４号
徳島県徳島市名東町１丁目32番地の２　ビレッジハウス名東２号棟　0201、住民票上の住所徳島県吉野川市鴨島町喜来377番地
債務者　美間　豊子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７３３号
東京都稲城市矢野口2111番地の５ヴィゴーレ５　Ｂ202号室
債務者　赤坂　柚香
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９４７号
東京都町田市山崎町457番地都営山崎町第２アパート６－105
債務者　若目田陽子
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９８２号
東京都国分寺市高木町一丁目18番地５シティハイムファニー２　101
債務者　壁屋　里絵
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２９号
東京都八王子市丹木町１丁目483番地ゼフィールⅢ212号
債務者　高橋　正雄
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０４１号
東京都立川市富士見町２丁目９番８号アレイエステート303号
債務者　本田日菜乃
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５４号
東京都多摩市和田1192番地の１ライオンズマンション聖蹟桜ヶ丘第６　104
債務者　木村　卯美
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８０号
青森市桂木１丁目２番28号　トイズハウス202号
債務者　山本真由美
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９４号
青森市岡造道１丁目６番９号　カトレア館102号
債務者　越田由紀子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０１号
栃木県小山市大字喜沢288番地17、前住所埼玉県越谷市大字下間久里290番地２　プレジデント深田1302
債務者　山田　航平
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３０３号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目12番地の７　フジグリーンハイツ401
債務者　中島　桃香
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３２号
神奈川県平塚市四之宮２丁目23番13－102号コーラルハイツ平塚
債務者　山崎　真紀（旧姓小島）
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第６９９号
福岡市西区大字吉武403番地９　坪谷様方
破産者　酒匂　素子
１　決定年月日　令和８年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１３０１号
北九州市小倉南区沼新町一丁目１番22－201号、前住所福岡市南区長丘５丁目８番18号ベルメゾン長丘エミネンス702号
破産者　松本　和彦
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１３６４号
福岡市南区清水１丁目５番５－102号　コアメゾン大野、前住所福岡市博多区上牟田３丁目４番３－１号　ｐｏｒｔｅ－ｃｈａｎｃｅ博多　103号
破産者　熊谷　光浩
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２９７号
福岡県筑紫野市岡田１丁目11番地１
破産者　田中　　勇
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部